様式第9号(その1)(第13条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

出雲市国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予)変更通知書

　　　　　　年　月　日付け　　第　　　号で承認決定した出雲市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予については、次の理由により変更することとしましたので出雲市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱第13条第2項の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 変更前 | 変更後 |
| 1　療養の給付を受ける被保険者 | (1)　被保険者記号番号 | 　 | 　 |
| (2)　氏名 | 　 | 　 |
| (3)　生年月日 | 　 | 　 |
| (4)　発病又は負傷年月日 | 　 | 　 |
| (5)　傷病名 | 　 | 　 |
| 2　減額・免除・徴収猶予の内容 | 　 | 　 |
| 3　減額・免除・徴収猶予の措置期間 | 　 | 　 |
| 4　理由 | 　　 |
| 5　備考 | 　　 |

上記の決定に対して不服がある場合は、

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。